

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

郡山市

2 構造改革特別区域の名称

郡山市湖南どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

郡山市の区域の一部（湖南町）

4 構造改革特別区域の特性

本市は、福島県のほぼ中央に位置し、人口は 337,544 人（平成 22 年 4 月 1 日現在）、面積は 757.06k m²（東西 46.78km、南北 39.9km）であり、安積平野の平坦地を中心に、西は猪苗代湖に接し、東は阿武隈山地、北は安達太良山に達し、市街地の東側を阿武隈川が南北に貫流している。また、東北新幹線や東北自動車道、磐越自動車道、福島空港など「陸の港」とも言われる高速交通の要衝として発達し、経済活動の活発さから「経済県都」とも呼ばれ、その拠点性から広域的交流都市として発展が期待されている。

構造改革特別区域と位置づける湖南町は、市の西部に位置し、奥羽山脈の西側山麓と猪苗代湖に囲まれた高原型農山村地域であり、江戸時代には白河市から会津若松市に至る白河街道の宿場町として栄えたことから、街並みにはその面影が残っており、旧跡や有形文化財等歴史的文化的な地域資源を有しているほか、猪苗代湖の湖南七浜や風力発電所を有する郡山布引風の高原など、豊かな自然環境と貴重な観光資源に恵まれた地域である。

（1）地勢

地域面積は、167.73 k m²で市域面積の約 22.2%を占めており、地形は、北部は猪苗代湖に面する平坦部、南部は標高約 1,000m の会津布引山（布引高原）に接する山稜部であり、平均標高 525m となっている。

（2）気候

本地域の気候は、内陸型に属し、市中心部より標高が 280m 高いため気温も低く、年降水量約 1,000mm、夏季は冷涼であるものの、冬季の約 2 ヶ月間は根雪となる高原型の気候である。

（3）交通

本地域は、県道郡山湖南線が市中心部に直結する唯一の路線で、市中心部から車で 1

時間程度要する地域であり、必ずしも交通の便が良い地域ではない。

(4) 人口

本地域の人口は、年々減少を続けており、平成 22 年 4 月 1 日現在では 3,864 人で、特に 65 歳以上の高齢者比率は 36.8%と、人口の自然減とともに、若年層の流出による高齢化が進展しており、地域の活力が著しく低下するに至っている。

(5) 産業

本地域の産業は、農林業が主要産業となっているが、農業については、主要作物である水稻と高冷地の条件を活かした高原野菜、そば、畜産物等の生産が行われている。

(6) 地域づくり

本地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するとともに、郡山布引風の高原を核とする観光資源や各種イベントとタイアップし、農業、商業、工業、観光が一体となった地域づくりを推進している。

(7) 規制の特例措置を講じる必要性

本地域の基幹産業である農業においては、米をはじめとした農産物価格の下落や担い手不足などにより、農家は非常に厳しい経営状況であり、更には、経済状況が低迷する中、産業衰退による都市部への人口流失により、本地域では地域活力の低下が緊急に対応を要する課題となっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

地域ブランドの確立による地域農業の振興と地域の活性化のため、本地域においてどぶろくの製造をすることは、宿場町として栄えた藩政時代、そばとどぶろくを提供していた歴史や文化を再現させるとともに、他の地場産品と組み合わせることにより、特色ある地域として都市からの誘客を図ることが可能となる。

併せて、商工会、旅館飲食業組合などとの連携により、異業種間の連携が強化され、持続可能な経営体制の確立や地域共同での都市住民との交流事業、地産地消活動、地域ブランド品の創出など、様々な分野で地域活性化が可能となる。

6 構造改革特別区域計画の目標

今回の特例措置を活用することにより、本地域の主要作物である米を使用した自家製どぶろくの製造が可能となり、新たな地域の特産品としてブランド化することで、特色ある地域として知名度を高め、農家レストランや農家民宿のみならず、地域内飲食店において、特産品であるそばとともに提供することで、地域ブランドが確立し、都市からの誘客を図る。

さらには、交流人口の増加により、地元農産物、農産加工品の販売や飲食店等、本地域の産業の活性化が図られ、雇用の場の確保などにより、人口減少に歯止めをかけることを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 地域の歴史、文化を背景とした地域特産品のブランド化による知名度の向上

地域の歴史的な食文化に基づく新たな地域特産品の開発・ブランド化への取り組みをマスコミ・広報等を通じて市内外にPRすることで、地域の知名度アップにつながる。

(2) 交流人口の増加による地域の活性化と人材の育成

農業経営の持続的発展の一手段となる農家レストランや農家民宿におけるどぶろくの提供は、本地域の特色を活かしたグリーン・ツーリズムを推進するとともに、猪苗代湖と磐梯山を一望でき、国内最大級の風力発電所を有する郡山布引風の高原を核とする観光資源や各種イベントと連携し、農業、商業、工業、観光が一体となった取り組みを推進することで、都市からの誘客が促進され、交流人口の増加による本地域農林水産物の消費拡大が予想される。また、農家の所得が向上することで、農業経営者の意識改革も期待されるとともに、企画・経営能力の向上による人材育成が図られる。

◇地域全体の交流人口

(単位：人／年)

年度	平成 21 年度実績	平成 25 年度目標
観光・イベント集客数	2 8 9 , 1 7 8	3 1 0 , 0 0 0

(3) 地域資源の再認識と地域の魅力再発見

都市と農山村を往来する交流人口の増加により、これまで気づかなかった地域の資源を再認識し、潜在的な地域資源を効果的に顕在化させるための手法を考えることで、新しい地域の魅力を発見することにつながる。

◇農家レストラン、農家民宿によるどぶろく提供計画

(単位：件)

区 分	平成 22 年度目標	平成 25 年度目標
農家レストランによる濁酒提供件数	1 件	2 件
農家民宿による濁酒提供件数	0 件	1 件
合 計	1 件	3 件

8 特定事業の名称

7 0 7 (7 0 8) 特定農業者による特定酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 地産地消の推進（直売所の活性化、物産展等）

小規模農業者が比較的参画しやすい手法として、直売所や物産展等の活用が考えられる。農家にとっては、直接的な経済効果が得られるとともに、消費者にとっては、生産者と消費者が直接顔を合わせることによって「安全・安心」という信頼感も醸成されるなど、地産地消が図られる。また、農家レストラン等において地元農産物等を提供することにより、地産地消を推進する。

(2) イベントとの連携

「うまいものまつり」、「湖まつり」、「郡山布引高原まつり」、「新そばまつり」などにおいて、地域農産物の販売や地元食材を使用した料理の振る舞いなど、都市住民と地域住民との交流の場を提供し、観光客数の増加を図るとともに活力ある地域づくりを推進する。

(3) 都市部との交流（農業体験）の実施

首都圏在住者を対象とした農家民泊と農業体験を行うグリーン・ツーリズムを実施するとともに、市内都市部在住者を対象とした農業体験を実施することで、農業への理解を深め、農山村地域の活性化を図る。

(別紙)

1 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料としてその他の醸造酒（特定酒類）（以下「濁酒」という。）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

郡山市の区域の一部（湖南町）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により農家レストラン（飲食店）や農家民宿などを営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）を原料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、少ない製造数量でも酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは新しい地場製品の創造となり、地域の活性化にもつながる。

また、濁酒製造への取り組みは、小規模ながらも農家副収入のひとつの手段となることに加え、濁酒と併せて地元食材を提供することにより、地産地消の促進にもつながるものと考えられる。

このような民間の自発的な取り組みが広がることは、地域の活性化にもつながるという視点からも、当該特例措置の適用が必要であると考ええる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。